

狛江市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

1. パブリックコメント募集方法

- (1) 広報こまえへの掲載（平成 30 年 3 月 15 日号）
- (2) 狛江市ホームページへの掲載
- (3) まちづくり推進課窓口での閲覧（市役所 5 階）

2. パブリックコメント提出方法

- (1) まちづくり推進課への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファックスによる送信
- (4) 電子メールによる送信

3. 実施期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）から 5 月 1 日（火）まで

4. 提出できる者の範囲

狛江市内に在住・在学・在勤の方及び市内に事業所等を有する方及び案に対し利害関係を有すると認められる方

5. 提出数

提出者数 7 人
意見等件数 16 件

6. 市民説明会

市民説明会日時	場所	参加者
平成 30 年 4 月 10 日（火）午後 6 時 30 分から	狛江市役所 4 階特別会議室	4 人
平成 30 年 4 月 14 日（土）午前 10 時から	狛江市防災センター 4 階会議室	2 人

パブリックコメント及び市民説明会でのご意見（要旨）及び回答（案）

番号	ご意見（要旨）	回答（案）	備考
面積要件に関するもの			
1	今回の下限面積の引き下げによって、農地の減少に歯止めがかかることを期待する。	条例制定に向けた取組みを進めていくと共に、広く周知を図ってまいります。	メールでの意見
2	賛成です。		書面での意見
3	近年、相続により農地が減少しつつあり、小規模農地が生産緑地として維持されることが促進されれば市民にとっても好ましい事と考えます。		書面での意見
4	300㎡となると生産業ではなく、家庭で消費する程度の農産物しか作れない。このような狭い土地では、農業をやるのはもともと土地を持っている人の趣味といえる。環境面から考えても住宅街の中にある狭い農地に魅力はないと思われる。税の公平性から考えても、このような狭い土地を優遇することには反対である。	生産緑地地区の指定（都市計画決定）は、公園、緑地その他の公共空地の整備状況及び将来の見通し等都市の実情を勘案して、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として行っており、税制面の優遇を目的とするものではありません。	メールでの意見
生産緑地の制度及び手続きに関するもの			
5	条例が制定されると300㎡の農地も申請できるようになるとのことだが、500㎡を申請するときと違いはあるのか。	手続きに違いはありません。	市民説明会での意見
6	相続が発生したときに、500㎡以下の生産緑地を指定する方法はどのようになるのか。	手続きは従来と変わりはありません。	市民説明会での意見
7	生産緑地は30年の営農義務があるが、その期間の変更はあるのか。	変更はありません。	市民説明会での意見
8	生産緑地を市民農園に貸せる制度はできるのか。	具体的な制度等については、国において検討されています。	市民説明会での意見
9	面積要件の緩和が、安易に税金のがれとならぬよう肥培管理、耕作状況について適切な指導をされるよう希望します。	農地の管理及び指導に関しては、適切な管理及び指導が都市農地の適切な保全に資することを踏まえ、農業委員会と十分連携し、生産緑地制度の運用を行ってまいります。	書面での意見
条例制定に向けた手続きに関するもの			
10	相続税の納税は10ヶ月以内という期限がある。300㎡の生産緑地を都市計画決定するのは平成31年の冬になるとのことだが、実際の指定の期間はどのぐらいかかるのか。	平成30年9月議会に上程し、議会の議決後、条例制定となる予定です。実際に条例が施行されるまで2ヶ月程度期間を要すると見込んでいますので、手続き開始は11月以降と考えています。11月に申請をされますと、平成31年12月頃都市計画決定される見通しです。	市民説明会での意見
11	パブリックコメントの意見の反映はどのようにされるのか。	頂いたご意見とその回答については、公表させていただきます。しかし、そのご意見を実際に条例に反映させるかどうかについては、ご意見の内容に鑑みて判断させていただきます。	市民説明会での意見

番号	ご意見（要旨）	回答（案）	備考
12	本件は昨年から既に実施している自治体がある中で、狛江市の対応は遅い。	当市では、これまで条例制定に向け、慎重に検討を行ってまいりました。市内には一定程度の対象農地があり、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資すると判断し、条例制定に向け手続きを行っております。ご理解をいただきたいと思いますと考えております。	書面での意見
13	本件はホームページ上に書かれた、パブリックコメントの対象となる施策のいずれにも該当しないと思われる。パブリックコメント手続の対象とすること自体が意図的に成立を遅らせていると考えざるを得ない。	今回、条例制定に当たり、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第13条に基づき、広く市民の方からご意見等を頂くために、パブリックコメントを実施いたしました。	書面での意見
14	4月10日市民説明会について、本条例のメリット・デメリットの説明、他自治体の動向等の発表がなく、説明会に出ても条例に対する理解が深まらないので説明会を開催する意味がないと思う。	頂いたご意見については、課題ととらえ、今後の説明会運営の参考とさせていただきます。	書面での意見
15	4月10日市民説明会にて、別件である旨の断りがあったものの、本件と関係のない特定生産緑地指定について言及されることは、出席者を惑わす材料となるので控えてほしい。		書面での意見
その他			
16	減少しつつある梅林を散歩コースとして整備してほしい。都市農地の保全・維持のために、市民と農家が連携・協力してできることはあるか。	頂いたご意見については、今後の公園・緑地等の整備の参考とさせていただきます。	メールでの意見